

愛知県立高等学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校学則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立新城東高等学校及び愛知県立新城高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立高等学校学則の一部改正の概要

1 改正内容

愛知県立新城東高等学校及び愛知県立新城高等学校を廃止する。

2 改正理由

令和3年2月議会において、愛知県立新城東高等学校及び愛知県立新城高等学校を廃止する条例改正案が議決されたことに伴い、規則においても同様の改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

(案)

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立新城東高等学校の項及び愛知県立新城高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校学則の一部改正新旧対照表
(学科及び入学定員)

第一条 各愛知県立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）の学科及び入学定員は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

名称	課程	学科	入学定員 (人)
愛知県立旭丘高等学校の項から愛知県立杏和高等学校の項まで 略			
愛知県立新城有教館高等学校の項以下 略			

新

別表（第一条関係）

名称	課程	学科	入学定員 (人)
同上	全日制課程	普通科	募集停止
愛知県立新城東高等学校	全日制課程	園芸デザイン科	募集停止
愛知県立新城高等学校	全日制課程	食農サイエンス科	募集停止
		ビジネス創造科	募集停止
		生活創造科	募集停止
同上			

旧